



多くの外国の人達との交流を深める東大阪国際交流フェスティバル（左、右写真）東大阪の企業で働く外国人労働者（中央）

改正入管法と在住外国人の 労働と暮らしを考える学習会

～第一回「よく知ろう！改正入管法と外国人労働者の
受け入れの現状と課題について」～

講師（一財）アジア・太平洋人権情報センター
研究員 藤本伸樹氏

2019年5月17日金曜日 18:30～20:30

（場 所）スコラ東大阪会議室（東大阪市教職員組合）

近鉄奈良線若江岩田駅北側 希来里(きらり)2階

（参加費）資料代 500円

（連絡先）NPO東大阪国際共生ネットワーク

TEL & FAX: 06-6721-6670

E-Mail kokusaiks@e-sora.net

- ・外国人労働者の受け入れを拡大する新たな制度(改正入管法)がこの4月1日から始まり
ました。これまで「高度な専門人材」に限定されていた就労目的の在留資格を、事実上の
単純労働者にも認めるという大きな政策転換です。
- ・私たちの住む東大阪市でもこれまでの技能実習生の制度により多くの外国人労働者が働
いていますが、日本の大手企業において労働法違反の劣悪な条件下で働いている実態が
明らかにされ、その改善が求められている現実があります。
- ・新しい制度がこれまでの技能実習生の制度とどのように違うのか、来日した外国人労働者
が安心して働き暮らしていくことが保証されるのかなど様々な問題点も指摘されています。
- ・私たちは東大阪国際交流フェスティバルを通じて多民族・多文化共生の取組を進めてきま
した。言葉や文化などの違いを認め合い互いに尊重しあう街づくりを進めるうえで、今回の
制度が大きな影響を与えることは間違いありません。
- ・制度の全体像を理解し来日した外国人労働者と共に暮らし交流していくために私たち市民
に何ができるのか考えていきたいと思ひます。

（第二回学習会）7～8月予定 テーマ：地域で働く外国人労働者の問題

（第三回学習会）9月又は11～12月予定 テーマ：教育現場における問題